

# 貯蓄金融機関の生成・発展とその性格変化

齊藤美彦

## 要 旨

本稿においては、イギリスを例として貯蓄金融機関の生成・発展の過程を検討し、そこから世界各国における貯蓄金融機関の特性等についても考慮し、貯蓄金融機関とは何かということを確認する作業を行った。イギリスにおいては、貯蓄金融機関は民間ベースのフィランソロピー機関として発祥したわけであるが、それは旧来的な共同体が崩壊し、そこにおける互恵的な相互扶助機構が解体した後、新しいその種のもを一部再建しようとする試みであったと理解できる。世界各国にはイギリスとは異なる形態の貯蓄金融機関も存在するが、本稿においてはその機能上の特性に着目し、それらの伝統的な形態が商業銀行とは異なり、信用創造機能を有せず、純粋な金融仲介機関である点を重要な特性とした。

このような貯蓄金融機関は、近年の金融自由化の過程ですくなくともリーテイル・バンキング業務においては銀行と同様の業務を行うようになってきているというのが世界各国においてほぼ共通して認められる事態である。この貯蓄金融機関の性格変化をどのようにとらえるべきかについては難しい問題であるが、エレクトロニクス技術の発展が貯蓄性預金による決済を可能とし、金融自由化の過程で銀行と業務を同質化することにより激しい競争を生き抜くという戦略を貯蓄金融機関がとってきたというような評価が可能であろう。事実、イギリスの貯蓄金融機関は機能面だけでなく、法律的にも銀行に転化してきたわけであるが、この過程は貯蓄金融機関が発祥時の理念をフィクションと化していく過程でもあった。

もちろん、貯蓄金融機関およびその前身が貯蓄金融機関である金融機関については、健全な経営をとり続けるかぎりは、今後においても生き残っていくことは可能であろう。それらの性格変化は、経済社会構成の変化や金融技術の革新に対応してのものであったのであり、結果として銀行に転化し広義銀行部門の一翼を担うことにより非銀行部門の資金需要に応え、マネー供給を行う金融機関へと必然的に転化してきたものなのである。

はじめに

- I. 貯蓄金融機関の誕生
- II. 貯蓄金融機関とは何か

## はじめに

わが国においては、現在専門の貯蓄金融機関は存在しない。そのため貯蓄金融機関とは何かという問い自体が問題となることはない。しかし、イギリスにおいては代表的な貯蓄金融機関である住宅金融組合(Building Societies)は、1980年代に根拠法の改正がありリー・テイラー・バンキング業務においては商業銀行とほぼ同一の業務を行うことが可能となり、1990年代においては他業態による吸収合併や銀行への転換が相次ぎ、その業態基盤が大きく揺れ動いている。また前身が信託貯蓄銀行(Trustee Savings Banks)であるTSBは1980年代に統合の後に株式会社化し、1995年には4大商業銀行のひとつであるロイズ銀行と合併した。

このような動きのなかで、改めて貯蓄金融機関の本来の性格とは何であり、その近年における性格変化は何に由来するものであるのかを検討することは、近年の金融自由化を考えるうえでも興味深いことであるといえる。本稿においては、主としてイギリスの貯蓄金融機関の生成過程を検討することにより、その性格および個人貯蓄吸収における役割はどのようなものであったのか、さらには近年の性格変化をどのようにとらえるべきかについて以下で考察することとした。

目次

- III. 貯蓄金融機関の性格変化
- おわりに

## I. 貯蓄金融機関の誕生

イギリスにおいて記録に残っている最も古い貯蓄金融機関は、1775年にバーミンガムで設立されたケトレーズ住宅金融組合である。その後、イングランド中部および北部に次々と設立されたが、当時の住宅金融組合は、20人程度の組合員が2週間ないし1月に一度、住宅の建設ないし購入資金を拠出し、抽選等の方法で順次入居者を決め、組合員全員が住宅を取得した時点で解散するという時限組合であった。これはいわば住宅無尽とでも呼ぶのが適当な組織であったが、当時の住宅金融組合の活動は組合員の病気等の際の相互扶助組織である友愛組合の活動とも混淆していた。無尽の活動は、資金を集めて貸し出すという金融仲介機関としての活動であるが、この両者が密接な関連を有しているというのが初期の住宅金融組合の姿であった。これが19世紀に入ると、この両者が次第に分離されるようになり、住宅購入希望者以外からも資金の拠出(出資)を受け、これに利子を支払い、一方で貸付からも利子を徴収するようになり、住宅金融組合はその姿を永続組合に変えていったのであった。このような住宅金融組合を公式に認知するものとして1836年住宅金融組合法が制定され、以後永続組合を中心に組合数は増加し、その規模も大きくなっていった。この住宅金融組合は、その組織形態においては今日まで基本的には相互組織であり、その第一次的監督

機関は1980年代半ばまでは友愛組合監督官局だったのである。

イギリスにおける貯蓄金融機関のもうひとつの有力な形態であった貯蓄銀行は、18世紀末から19世紀初めの貯蓄銀行的金融機関の設立の試みの後、1810年にスコットランド南西部のダンフリーズシャー・ルースウェルでヘンリー・ダンカン牧師が中心となり最初の信託貯蓄銀行が設立された。当時のルースウェルの人口は1100人程度であり、その信託貯蓄銀行は短期間で200人程度の貯金者を集めたとのことである。この信託貯蓄銀行は、労働者に勤儉貯蓄の気風をもたせ、いざというときの備えとしての貯蓄をもつことを奨励することを目的として設立されたのであった。以後、スコットランド、イングランド等で同様の貯蓄銀行が設立されたが、これらはいずれも非営利(相互組織)の民間金融機関であった。ただしスコットランドの信託貯蓄銀行については、その資金を株式銀行等の商業銀行に預託できたのにたいし、イングランドのそれは当時の株式銀行等がそのような体制となっていなかったために、その資金を国債に投資していた。

19世紀の初頭に設立が相次いだ信託貯蓄銀行を公式に認知するものとしての信託貯蓄銀行法は住宅金融組合の根拠法よりも早く1817年に制定された。この法律によりイングランドおよびウェールズの信託貯蓄銀行は資金を国庫への資金の流入を取り扱う国債管理委員会(口座はイングランド銀行の貯蓄銀行基金)に預託することとなった。これにより信託貯蓄銀行は民間の金融機関でありながらも国の資金調達の一翼を担う機関として位置づけられることとなった。もっともこの措置は、信託貯蓄銀行の運用につ

いて、すなわち結局はその預金について国が保証するというに、より大きな意味があったわけであり、その後も国の資金吸収のための機関としての信託貯蓄銀行の役割はそれほど大きなものとはならなかった。

ところでイギリスにおける貯蓄金融機関である住宅金融組合および信託貯蓄銀行は、その創成期においてはいずれも友愛組合(Friendly Societies)との関連が深い金融機関である。この友愛組合とは保険機能を有する共済組合の組織であるが、記録に残っているもっとも古い友愛組合は1687年に設立されたものである。そして、それが本格的に発展しだしたのは1760年代以降のことであった。友愛組合は18世紀の後半に急速に発展し、1760年代には24組合、70年代には27組合、80年代には48組合がそれぞれ設立され、国内全域に拡がることとなった。

友愛組合も貯蓄金融機関とともにフィランソロピー機関であるが、このような組織がこの時期にイギリスにおいて設立されたのはなぜであろうか。この時期はいうまでもなくエンクロージャーが隆盛をきわめたいわゆる第二次農業革命の時期であり、産業革命の時期であった。旧来的な共同体が解体され、都市のみならず農村にも「二重の意味で自由な」賃金労働者が急増した時期であった。

カール・ポランニー[1957]は、西ヨーロッパにおいて封建制が終焉を迎えるまでの経済システムは、すべて互惠、再配分、家政、ないしはこの3つの原理のなんらかの組合せにもとづいて組織されていたとしている。そして、一般的にいつてそのような社会において個人が飢えに脅かされるのは、社会が全体として同じ窮境に陥るときに限られるとしている。19世紀は、このような互惠、再配分、家政といった原理の社

会から市場経済への「大転換」の時期であるというのである。前資本主義期のイギリスにおいて、社会の一部分のみが飢え等に苦しむという事態がまったくなかったか否かについては議論もあろうが、解体前の共同体においては、種々の相互扶助機構が存在したことは否定しがたい事実であろう。そして共同体の解体は、当然のことながらこうした相互扶助機構をも解体したのであった。

市場経済社会とは、その基本が弱肉強食の社会であり、互恵原理が支配する社会ではない。しかしながら、このような社会においてもヒューマニズムが死に絶えてしまうわけではないし、現実の労働者も労働市場の繁閑により吸収・反発される存在であるにしても、失業したり病気になったりした場合に何の救いもないということはあるにない。そもそも現在にいたるまで市場経済は、家族共同体を完全に破壊しきつてはいないし、そこにおける関係が市場経済的なものとなっていない。資本主義社会においても、互恵の関係が完全に死に絶えるということはないし、友愛組合や貯蓄金融機関のような新たなフィランソロピー機関が設立されたりもするわけなのである。ただし友愛組合や貯蓄金融機関における互恵の関係は、貨幣経済により媒介されることになるわけである。

友愛組合は基本的には保険原理により運営されるわけであるが、貯蓄金融機関は組合員間の資金融通（これが色濃くでているのが初期の住宅金融組合）および勤儉貯蓄の気風を育てることにより不時の備えを貨幣蓄蔵により行わせる（典型的には信託貯蓄銀行）ということがその目的とされることになる。そしてその資金吸収は少額の貯蓄性預金（貯金）により行われ、集合投資の原理により運用されることとなるわ

けである。

このような各種フィランソロピー機関であるが、そのうちの友愛組合は熟練労働者のためのものという性格を強くもつものであった。19世紀の中庸以降に一般大衆に広範に受け入れられたものとして民間の簡易保険があったのはこのためであるが、ここではこの点にはこれ以上立ち入らないこととする。貯蓄金融機関のうちでも住宅金融組合は、当初の時限組合は上層の労働者ないし比較的裕福な手工業者のものという性格を強くもつものであった。その後、永続組合においても組合員（メンバーとしての意識は徐々に希薄化するわけであるが）は比較的上層の労働者ないしミドルクラスの人々であった。イギリスにおいては第一次世界大戦前の時期においてさえ個人の持家比率は10%程度であったわけであるから、19世紀において家屋を所有する層というのがかなり裕福な層であったということがわかるであろう。

一方、信託貯蓄銀行はスコットランドで発祥した後に、イギリス全土へと広まったが、19世紀のその利用者にはミドルクラスの利用がかなりあったという研究がある<sup>1)</sup>。1861年に世界で初めての郵便貯金（郵便貯蓄銀行）を設立された時の大蔵大臣のグラッドストーンは信託貯蓄銀行にかなり批判的であったとされるが、その理由のひとつが信託貯蓄銀行が真に庶民のためのものとはなっていないという点にあったとされている。

このように、資本主義社会において互恵的關係を一部再建しようとする試みであった貯蓄金融機関は、19世紀においては必ずしも一般大衆のためのものとはいえない存在であったわけであるが、それはやむをえないというか当然のことであるといえるであろう。勤儉貯蓄の気風が

一般に浸透するのには時間がかかって当然であるし、大衆貯蓄が金融機関にとって大きな意味をもってくるのは、高度大衆消費社会確立後のことであるといえるからである。

ここではむしろ19世紀の貯蓄金融機関の限界を指摘することよりも、イギリスの貯蓄金融機関の性格がどのようなものであったかを確定する作業を行うこととしたい。イギリスの例でみるならば、貯蓄金融機関とは相互扶助を目的として設立され、組織形態としては相互組織の民間金融機関である。資金調達としては、小口の貯蓄性預金（貯金ないし出資金）でこれを行い、運用は住宅貸付（住宅金融組合）ないし国債（信託貯蓄銀行）で行う金融機関というのが、イギリスの例から導かれる貯蓄金融機関像ということとなる。そしてここにおけるより大きな問題は、イギリスの貯蓄金融機関像が普遍的なものといえるか否かということである。それにより、貯蓄金融機関とは何かという問いに対する回答に一步近づけることができるように思われるからである。

平川本雄・山崎勝代[1996]は、世界各国における貯蓄金融機関を種々の角度から分類している。まず経営の連続性からみるならば、①目的遂行型（組合ないし組合員の初期の目的達成後は解散）と②永続機関型（組合員の加入・脱退がいつでも可能であり、組合は目的達成にかかわらず存続）にわけられるが、前者は初期のイギリスの住宅金融組合やこれがアメリカに輸入された貯蓄貸付組合くらいであり、今日ではほとんどが永続機関型となっている。

次に発祥の契機の分類として、①自助努力型および②社会保障型を挙げているが、これらは必ずしも明確に分類されるわけではないとしている。資金運用面からの分類としては、①国債

投資および国の資金調達型、②公的資金調達型、③住宅金融型の他に④個人・中小事業金融型を挙げている。この最後の形態は、イギリスの伝統的な貯蓄金融機関にはないものである。最後に、組織体制からみた分類として、①社団法人型、②財団法人型および③公営型が挙げられている。③の公営型は、イギリスの貯蓄金融機関には郵便貯蓄銀行（後に国民貯蓄）を別にすればないタイプであるが、大陸ヨーロッパ諸国においては一般的な形態である。なお、ここでは株式会社形態は挙げられてはいないが、日本の戦前の貯蓄銀行は、その基本は株式会社であった。これは、貯蓄金融機関の形態として必ずしも排除される形態ではないのかもしれない。

以上の分類からわかることは、イギリスの貯蓄金融機関の形態をもってして、これを貯蓄金融機関の普遍的な像とすることはできないということである。とくに組織体制および資金運用においては、世界各国の貯蓄金融機関には様々な形態が存在する。しかしその反面、貯蓄金融機関である以上普遍的なこととしては、その資金調達が小口の貯蓄性預金（貯金、出資金）により行われているということが挙げられる。貯蓄金融機関ないし貯蓄銀行の名はそこに由来しているわけであり、伝統的な貯蓄金融機関は決済性預金は提供せず、ペイメント・システムともあまり関わりのない存在であったのである。ここから、貯蓄金融機関の性格規定のためには、それが決済性預金を提供しペイメント・システムの中核に位置する商業銀行とどのように異なるかを経済学的に規定する作業が必要であるということが明らかになるように思われる。次に検討されるべきであるのは、この点なのである。

## II. 貯蓄金融機関とは何か

貯蓄金融機関とは何かという問いに答えるためには、その商業銀行との違いを検討するという作業が必要であろう。そのためにはまず商業銀行（以下銀行という）とは何かについて検討することから始めることとしよう。

ここではまずコリガン[1982]の議論から検討することとしたいが、彼はその論文“Are Banks Special?”において、銀行の特殊性を①決済勘定を提供していること、②他のすべての経済主体に対する流動性の最終的な供給源であること、③金融政策の波及媒体であること、に求めた。コリガンはこのうちで①を最も重要視したわけであるが、それは②、③も結局は①の機能に収斂するからであろう。②の「他のすべての経済主体に対する流動性の最終的な供給源であること」というのは、結局はマクロ的にマネーを増加させることができるのは民間においては銀行の貸出による信用創造によるしかないということであろう。銀行は自らの一覽払債務の創造により貸出を行うことにより社会にマネー（流動性）を供給しているのである。であるからこそ中央銀行は諸手段の行使により銀行行動に影響を与え、金融政策を遂行するのである。アメリカにおいてバンキングとコマースの分離が伝統的に求められているのは、銀行のこうした特殊性に根拠を有していると思われるのである。

コリガンは、こうした銀行の特殊性に着目し、ここに銀行規制の根拠を見いだそうとしたわけであるが、このような特殊性は伝統的な貯蓄金融機関には見いだすことはできない。銀行は、非銀行部門の資金需要に応じて（ここにおいて

審査が重要であることはいうまでもないことであるが）自らの一覽払債務の創造により貸出を行うことに、その行動の出発点があるわけであるが、貯蓄金融機関はその出発点は貯蓄性預金の吸収であり、それを種々の形態で運用することになるわけである。その意味で、伝統的な貯蓄金融機関は純粋な金融仲介機関であり、先のバンキングかコマースかという分類においては、それはコマースに分類される業務なのである。

しかしながら、このように銀行と貯蓄金融機関の違いを強調する考え方は、現在の金融論の世界においては多数派とはいえない考え方であることは事実である。周知のとおりガーレイ＝ショー[1960]は、直接金融に対比して間接金融を赤字単位と黒字単位の中に金融仲介機関が介在して、本源的証券を究極的貸手である黒字単位のポートフォリオ（投資資産の組合せ）のために間接証券（金融仲介機関が発行する債務証券）に置き換えるものと定義した。ここにおいてガーレイ＝ショーは金融仲介機関として銀行だけでなく貯蓄金融機関等も考えており、両者の機能的面における区別は考慮に入られていない。ここにおいては銀行が自らの一覽払い債務の創出により貸出を行うという信用創造機能は重要視されていないのである。

このガーレイ＝ショーの考え方は、金融論の世界における主流派を形成してきたことは間違いのないところであろうが、1980年代以降においては、赤字単位の発行する債務証券である本源的証券を黒字単位が直接購入する（直接金融）際の本源的証券の発行・流通に関する金融技術としての配分技術を担うものとしての証券会社と銀行等の金融仲介機関との同質性を強調する議論（情報の経済学等）がポピュラーなものとなった。さらには近年のナローバンク・コ

アバンクの提案の基本にある考え方も、銀行を単なる金融仲介機関ととらえる考え方であるように思われる。このような流れのなかで銀行と伝統的な貯蓄金融機関の差異を強調する考え方は少数派とならざるをえないし、事実としてもアメリカおよびイギリスにおいては、1980年代以降貯蓄金融機関は銀行化し、一方で銀行も貯蓄金融機関化することにより両者の業務は同質化したのであった。

銀行の信用創造機能を重視しない考え方は、基本的にはマネーの供給についてはベースマネー（ないしは本源的預金）を始点として貨幣乗数倍の預金が創造されるという立場にたっており、このことを信用創造と呼んでいる。しかし無規定的に本源的預金の流入があり、その乗数倍の派生的預金が創造されるとの議論は、マクロ的にみた本源的預金の流入は市中保有現金（銀行券）の減少によってしかもたらされないにもかかわらず、現実の市中保有現金が増加していることを説明できないことからまったくの認説といわざるをえない。また、中央銀行による国債等の買いオペレーションによるベースマネーの供給を出発点とする議論は、無規定的な本源的預金の流入といった議論の難点はクリアしているものの、銀行の国債購入がどのようになされたかが不明である点および継続的な国債買いオペレーションにどこまで銀行部門が応じられるかといった問題点が存在する。本稿においては、この種の議論を信用創造とは呼ばないこととするが、それはともかくとして「銀行が自らの一覽払い債務の創出により貸出を行う」という信用創造を重視しない論者は、基本的にはマネーの供給は外生的に行われるというように考えているように思われる。

これに対して、かつての銀行学派および近年

のポストケインジアン立論を支持し、内生的貨幣供給説の立場に立つ吉田暁[1993]は、まずマネー供給は銀行の貸出による預金創造として行われるとしている。そして手形交換やEFTシステムは預金をマネーたらしめるために銀行界が歴史的に作り上げてきたものであるとしている。もちろん、個別銀行としては借り手の支払いによって創設された預金は流出し、それとともに準備も失うことになるわけであるが、支払先からの還流や他行創出預金の流入で回復させるように努めるとしている。これが銀行による預金吸収の真の意味であり、常識的理解とは異なるところである。銀行の預金吸収とは貸出により創造した預金が流出したのを還流させるための行為なのであり、貸出のための原資を調達する行為ではないのである。したがって銀行とは預金を集めて貸し出す企業であるという常識的な見解は厳密にいうならば誤りであるのである。なお、貯蓄金融機関による貯蓄性預金の吸収は常識的理解でかまわないという点がここで注意されねばならない点であろう。個別行としては、準備の調達インターバンク市場によるわけであるが、インターバンク市場はゼロサムゲームの世界であり、マクロ的にみて最終的な準備供給は中央銀行により行われる以外にはない。ここで重要なのは、経済取引の前線にある銀行がまずマネーを供給し、準備は事後的に求められる点であるとしているのである。この点は、近年のいわゆるマネーサプライ論争において、日本銀行が準備供給については受け身であると主張した意味であるのだが、その基本的な考え方の違いは銀行の信用創造についての理解の違いによると思われるのである。

なお、マネーサプライ論争時に1990年以降のマネーサプライの伸び率の低下を郵便貯金への

資金シフトに求める見解があり、これに郵政省の側からの反論もなされた<sup>3)</sup>。郵便貯金はわが国における貯蓄銀行的組織であり、これをナローバンクの一種と捉える見解も存在する<sup>4)</sup>。この論争は、銀行から貯蓄金融機関への資金シフトの影響を考える際に興味深い論点を提示しているが、この論争について検討した吉川洋・堀宣昭[1993]は、この論争自体は「貨幣がどのように『発生』するのかという肝心な点を無視している」ために実り多いものとなっておらず、「貨幣はマクロ的には銀行の与信活動の結果として生じる」という内生的貨幣供給説の立場に立ったうえで、この点が検討されなければならないとしている。

たとえば郵便貯金への資金シフトにより銀行に資金が集まらず、銀行が新たな貸出を行うことができないといった類の問題設定は、銀行をマクロ的にも資金を集めて貸すものと誤解し、預金が銀行の与信行為の結果として存在する点が無視されていると批判している。さらに、この種の批判に対する郵政省の側からの反論も、マネーサプライの減速の原因を日本銀行によるハイパワードマネーの押さえ込みが原因であるという信用乗数論に基づく見解となっている点で貨幣供給がいかになされるかについての理解を欠くものであると批判しているのである。

郵政省の主張するとおり、郵便貯金への資金シフトがあってもそれが市中に還流する限りにおいてマネーサプライ減速の原因とはならないが、問題は資金シフトが銀行部門の与信活動にどのような影響を与えるかという点であり、結論的には、中央銀行が利子率をターゲットとして民間部門の資金需要をアコモデートしているような場合（これは実際の日本銀行の運営スタンスである）には、郵便貯金へシフトした資金

が貸出市場での銀行の与信をクラウドアウトすることによりマネーサプライが減少することが考えられるとしているのである。

ところで、これをイギリスにおける代表的貯蓄金融機関である住宅金融組合への資金シフトが銀行の貸出行動にどのような影響を与え、マネーサプライにどのような影響を与えるかという具合に考えるとどうなるであろうか。かつてのように手形交換所加盟銀行がペイメントシステムを独占している場合においては、住宅金融組合に流出した資金も結局は住宅購入資金の支払い等が銀行組織に還流することから、マネーサプライには影響を与えないといってよいであろう。事実、1960年代、場合によっては1970年代のイギリスの銀行においては、住宅金融組合への資金流出も結局は銀行組織に還流するという見解が支配的だったのである。

しかしながら、これを銀行の貸出行動への影響という面からみるならば、もしマクロ的な資金需要（金融機関が対応可能なものとしての）が同じであると仮定するならば、住宅金融組合の貸出は銀行貸出をクラウドアウトすることになり、この面からマネーサプライには影響を与えることとなる。ただし、イギリスの場合は1970年代まで銀行は基本的に住宅信用業務を行わなかったということがあり、1980年代の同業務への銀行の本格進出およびペイメントシステムの銀行による独占の解除による住宅金融組合と銀行との業務の同質化の影響もこうした観点から分析するならば興味深いものがあるといってよい。ここにおいてはとりあえず伝統的形態の貯蓄金融機関と銀行には機能上の大きな相違があることを確認しておくことにしたい。

ところで、近代的銀行業のルーツは、北部イタリアやハンザ都市における振替銀行とイギリ

スにおけるゴールドスミス（金匠）であるが、吉田曉[1985]は前者はまさにペイメントサービスであり、後者は人々に支払手段を供給することであったとしている。日本においても近代的銀行業のルーツは江戸時代の両替商であり、国立銀行制度は健全な通貨（兌換銀行券）の供給が産業資金の供給と並ぶ大目的であった。銀行の発生史的にみてもペイメントサービスの提供は本業であるが、それは本来的には貯蓄金融機関の業務とはいえない。この面からみても貯蓄金融機関の伝統的形態と銀行とは異なる存在であるといってよいのである。

しかしながらここで大きな問題が生じることとなる。銀行と貯蓄金融機関の伝統的形態が異質のものであるとして、たとえばイギリスにおいて1980年代において銀行と貯蓄金融機関の業務が同質化し両者の機能面の相違も不分明となったという事態はなぜゆえに生じたのかということである。これが次に検討すべき課題なのである。

### Ⅲ. 貯蓄金融機関の性格変化

1980年代のイギリスにおいては、まず商業銀行が住宅信用業務に本格参入しこの業務における商業銀行と住宅金融組合の競争が激化した一方、資金吸収面における両者の競争も激化した。この影響もあり、1986年5月にはロンドン手形交換所のメンバー資格の変更があり、新たに設立された支払決済サービス協会（APACS）の傘下に①紙ベースの手形（小切手）交換、②大口の市中交換（CHAPSおよびTown Clearing）、④販売時点電子決済（EFT-POS）の有限責任会社を置き、それぞれの会社のメンバーには、申請があり一定の資格があればなりうることと

された。これによりそれ以前のロンドン手形交換所加盟銀行によるペイメントシステムの独占は解除され、外国銀行の他、大手の住宅金融組合も上記有限会社のメンバーとなったのであった。

また、1987年1月に施行された1986年住宅金融組合法により、ペイメントサービスの本格的提供および抵当貸出以外の貸出業務が認められ、ここに住宅金融組合は機能的にも銀行と変わらない存在となったのであった。住宅金融組合の伝統的な貸出手法は顧客に当該住宅金融組合名義の商業銀行の小切手を手渡すか、顧客の商業銀行の口座に振り込むといったものであったが、ここにおいて住宅金融組合は貸出金額に対応した預金を顧客の口座に設定することにより貸出を実行することが可能となり、信用創造が可能な金融機関となったのであった。その意味で、1986年住宅金融組合法に、住宅金融組合の銀行転換の規定が置かれたことは当然のことと評価できるのである。

ここでの問題は、こうした事態がなぜ進展したのかということである。そのひとつの理由はエレクトロニクス技術の発展を背景とする金融の技術革新であろう。商業銀行においても金融の技術革新および顧客のコスト意識の高まりから、預金構成において流動性預金の比率は徐々に低下してきていた。流動性預金と貯蓄性預金の相違は、比喩的にいうならば財布と貯金箱の違いというようにとらえうる。もちろん商業銀行は財布たる流動性預金口座への預金設定を行うという点は大きく異なるわけであるが、それはともかくとして、貯金箱の資金は支払決済に使用することができないということはない。ただその利便性において劣っていたわけであるが、金融の技術革新はこの利便性の差を極小化



させる方向へと進ませることとなったのであった。

もうひとつの理由としては、金融の技術革新が進展するという状況下において、貯蓄性預金についても流動性預金と同様にパーで払い戻されるという特性があることから、これを支払決済口座として使用することが可能となったということが挙げられる。この点は、価格変動商品である投資信託を用いた決済が難しいのと好対照をなしている。ただし、投資信託の価格変動性という特性をできるかぎり排除した商品による決済は、なんらかの制限を設けることにより技術的には可能となっていると考えられるし、それと決済性預金の連結による決済サービスの提供は当然のことながら可能なのである。

このようなことから1980年代のイギリスにおける住宅金融組合の商業銀行化は進展したわけであるが、この反面で商業銀行の貯蓄金融機関化も進展したわけであり、両者のリーテイル・バンキング業務は同質化した。なお、イギリスにおけるもうひとつの代表的貯蓄金融機関であったTSB（信託貯蓄銀行）は、1973年のページ委員会報告以後、商業銀行化と統合が押し進められ、1986年には株式会社化された。アメリカにおいても1970年代以降、特に1980年代において貯蓄貸付組合（S&L）、相互貯蓄銀行等の貯蓄金融機関が商業銀行化し株式会社形態のものも多く出現することとなった。大陸ヨーロッパ諸国においては、ドイツでは19世紀の貯蓄銀行の設立当初から振替決済の促進がその目的としてあり、1909年には小切手振出の可能な決済性預金の提供が開始されており、1920年代には機能的面での銀行化はさらに進展するなど、かなり早い時期から貯蓄金融機関の銀行化が進展したといつてよい。しかし、フランス、イタリア

では1980年代以降、貯蓄金融機関の銀行化が進んだといつてよく、近年の金融自由化の過程で貯蓄金融機関の銀行化というか貯蓄金融機関と銀行の業務の同質化の進展は、一定程度普遍的な現象として観察しうるのである。

このように近年の金融自由化の進展する過程で、世界各国の多くの貯蓄金融機関は銀行と業務が同質化し、機能的にも銀行と変わらないものとなっていったわけであるが、この過程は一般的にいってそれらの発祥時における理念がフィクションと化していく過程でもあった。

イギリスの場合、かつての信託貯蓄銀行は1973年のページ委員会報告の時点において、その貯蓄金融機関としての意義は不明確なものとなったとして、その銀行化が提言されていた。そして、実際にも、銀行化が押し進められ、統合・株式会社化が進展した。そしてついに1995年には4大商業銀行のひとつであるロイズ銀行と合併したのであった。また、住宅金融組合の場合は、1980年代以降には組合の業界団体の幹部から銀行との違いはそれほどないとの発言がある<sup>9)</sup>。ここにおいては、住宅金融組合において資金吸収面における小口性・零細性といったものははや強調されてはいないのである。さらに、1990年代において住宅金融組合は次々と銀行転換を行うこととなるわけであるが、これはメンバーとしての意識を持つことはなかった出資者等が、銀行転換の際に無償で交付される株式目当てに転換を望んだことが大きな理由となっている。相互組織としての住宅金融組合としてはまことに皮肉な事態なのである。

イギリスにおいては、貯蓄金融機関は合併や統合により大規模化が進んできており、その理念として地域密着性といった概念が提示されることは比較的少ないといつてよい。しかし、小

規模金融機関が多数存在し金融制度が分散的性格を持っているアメリカにおいては、貯蓄金融機関の理念としてこうしたものが持ち出されるケースもあるようである。また、アメリカにおいては金融機関にたいして支店設置地域への融資を義務づける地域再投資法（CRA）のような法律も存在する。しかしながら、地域密着性というのはなにも貯蓄金融機関のみの概念ではなく、小規模の銀行もまたそのような理念を提示することがある。そしてCRAは、金融機関一般に適用される法律なのである。

また、ドイツにおいては貯蓄銀行は、その営業地域とその保証人団体の所在地域の市民に金融サービスを提供することが責務であるとされているが、この数多く存在する貯蓄銀行は公営であり、なおかつこれらは名前は貯蓄銀行であるが実態的にはユニバーサルバンクであるのである。さらにいえば、わが国における協同組織金融機関においても地域密着といった理念が提出されることがあるが、これら金融機関は株式会社形態をとってはいないが機能的には銀行であり、貯蓄金融機関ではないのである。なお、ドイツの貯蓄銀行においてもわが国の協同組織金融機関においても、上部組織の存在がこれらの金融機関の弱点をカバーしてきた点を見逃してはならないであろう。

したがって、貯蓄金融機関のみが地域密着性といった理念を経営の後ろ楯とすることは現時点においては一般的にいってありえないということは明らかであると思われるが、これを金融機関一般と地域密着性という具合に拡張して考えるならばどうなるであろうか。これについては、吉田暁[1995]が極めて興味深い議論を展開している。吉田は、ある銀行が農業地域だけで営業する銀行であるという例をあげ、その地域

の産物の価格が下がるような場合には、その地域の銀行は地域経済とともに経営が悪化することから、このような地域密着型の銀行は、ひとつの銀行の中に保険原理＝危険分散を取り込むことができないとしている。これに対して、多くの地域にたくさんの支店を持つ金融機関は、地域および地域の経済的特性から自由になるわけであり、これはひとつの組織の中に保険原理を内包しているとしている。注目されるのは、アメリカのような特殊分散的な金融制度の国においては、金融機関に一般的なこの保険原理が内包できないからこそ、外部に預金保険をつくり、それがよく機能するという面があるとしていることである。その意味で、預金保険とは世界的にみても特殊なアメリカの金融制度においてよく機能する特殊アメリカ的制度であるとしている点は注目されるが、同時に保険原理を内包する支店銀行制度（広範囲の支店設置による）こそが金融機関において普遍的な原理であるとしている点も注目に値する。

そうであれば、地域密着性を理念として貯蓄金融機関が生き残っていくことはかなりの困難が伴うものであるといわざるをえないこととなる。現代における貯蓄金融機関は、顧客層の違い等の相違は残しつつも、機能的には銀行と変わらないものに変身しつつ、旧来的な理念をフィクションとしながら、激しく銀行等の他業態の金融機関と競争し、生き残りを図っている存在であると分析できそうである。したがって、金融自由化の進展する過程における貯蓄金融機関の性格変化は当然の方向と理解できるのではないだろうか。

おわりに

以上、イギリスにおいてはフィランソロピー機関としての起源をもつ貯蓄金融機関が、伝統的な機能においては銀行とは明確に異なる存在ではあったが、近年の金融自由化の過程で伝統的な理念を完全に脱ぎ捨てつつ、機能的にも銀行と変わりのないものへと変貌していった点について検討を加えてきた。

イギリスにおいては、信託貯蓄銀行を起源とするTSBは、ロイズ銀行との合併によりその歴史を実質的に終えたといつてよい。また、住宅金融組合は大手組合の多くが銀行に転換することにより、そのイギリスの金融に占めるシェアを急速に縮小させていくであろう。しかし、相互組織の住宅金融組合とそれを前身とする金融機関全体でみるならば、依然イギリス金融制度における一大勢力であり続けるであろうし、今後も無闇な量的・質的な業務拡大を行わずに、健全な経営姿勢をとり続けるならば生き残りは可能であろう。

本稿では、貯蓄金融機関の性格規定およびその近年の性格変化について検討したわけであるが、この過程で特別な存在としての銀行の性格規定についても検討を行った。しかし、近年においてはこの点を無視した議論が多くみられている。アメリカでは、1980年代の銀行倒産の多発および預金保険機構の基金が底をつくという状況を背景としてナローバンク、コアバンクといった類の金融システム改革案が提案されてきた<sup>6)</sup>。イギリスにおいては中央銀行家であった経験もあるグッドハート[1989]が、投資信託銀行(Mutual-fund Banking: 投資信託による支払決済サービスの提供)を提案している。さらには、わが国においても金融機関の不良債権問題を背景として「政策構想フォーラム」[1996]が純粋銀行の提言を行った他、いくつかの同種の提案が

なされている。このなかで本稿との関係では、伊牟田敏充[1996]の、銀行は現行どおりに決済勘定を取り扱うが、預金者は大口に限定する一方、小口預金者の機関としては「貯蓄銀行」のような受け皿を準備しこれに政策的な保護を与えるべきであるという提案が注目される。

多くのナローバンク類似の提案が、銀行の信用創造機能を軽視するか、誤謬に他ならない通説的信用創造論を非現実的と批判しているという誤りをおかしているのに比べれば、この「貯蓄銀行」の提案はマクロ的なマネー供給が非伸縮的となるということからは免れている。しかしながら、イギリスその他の諸国において貯蓄金融機関が結局は銀行化の道を進んできたことを考慮するならば、「貯蓄銀行」の経営基盤は脆弱なものとならざるをえないという欠陥があるように思われる。

本稿でみたように豊かな歴史と伝統を有する貯蓄金融機関は、近年の金融の自由化の進展する過程で銀行化し広義銀行部門の一翼を担うことにより非銀行部門の資金需要に応えマネー供給を行う金融機関へと必然的に転化してきたのである。そして、それは人為的なものではなく、営業を続ける過程で経済社会構成の変化や金融技術の革新に対応してのものだったのであり、根拠法の改正もそれを追認したものが多かったという点は銘記しておいてよいものであるように思われるのである。

## 注

- 1) この点については、Johnson,P.[1985]を参照されたい。
- 2) マネーサプライ論争については、とりあえず岩田規久男[1993]および翁邦雄[1993]を参照されたい。
- 3) この論争については、奥村洋彦[1993]および小野寺敦子[1993]を参照されたい。
- 4) この点については、岩佐代市[1997]を参照されたい。
- 5) 1992年の来日時に当時の住宅金融組合協会(BSA)の理

事長であったマーク・ボレーは、住宅金融組合と商業銀行の間には大きな差がなく、競合関係にあること、さらには資産のない顧客は優良ではないとみなすことにおいて住宅金融組合は商業銀行と同様である旨の発言をしている。(詳しくは、住宅普及協会・住宅問題調査会[1992]を参照されたい。)

- 6) ナローバンク類似の提案については、吉田暁[1993]および岩佐代市[1997]を参照されたい。

## 参考文献

- Corrigan,E.J.[1982], "Are Banks Special?," *Federal Reserve Bank of Minneapolis Annual Report 1982*.
- Goodhart,C.A.E.[1989], "Why Do Banks Need a Central Bank?" in his *Money, Information and Uncertainty*, 2nd ed., Chap.8, MIT Press.
- Gurley,J.G. and Shaw,E.S.[1960], *Money in a Theory of Finance*, The Brookings Institution.(桜井欣一郎訳『貨幣と金融(改訂版)』至誠堂)
- Johnson,P.[1985], *Saving and Spending-The Working Class Economy in Britain 1870-1939*, Oxford University Press.
- Polanyi,K.[1957], *The Great Transformation-The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press.(吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換』東洋経済新報社)
- 伊牟田敏充[1996], 「銀行整理と預金支払い」『金融学会秋期大会報告』(於熊本学園大学), 1996年10月19日。
- 岩佐代市[1997], 「金融システムの不安定性、公的介入、および銀行制度改革—ナローバンク論の検討を中心に」, 『経済論集』(関西大学) 第46巻5号, 1997年1月。
- 岩田規久男[1993], 『金融政策の経済学—「日銀理論」の検証』日本経済新聞社。

翁邦雄[1993], 『金融政策—中央銀行の視点と選択』東洋経済新報社。

奥村洋彦[1993], 「資金循環の異常是正急げ」, 日本経済新聞『経済教室』1993年2月16日。

小野寺敦子[1993], 「マネーサプライの動向と郵便貯金」, 『郵政研究レビュー』(郵政研究所) 第3号, 1993年3月。

住宅普及協会・住宅問題調査会[1992], 『イギリスの住宅金融—中小住宅金融機関の生き残り戦略を探る』。

政策構想フォーラム[1996], 『これからの金融システムと金融行政—大蔵省解体論を中心に』。

高木仁[1997], 「信用創造付きナロー・バンキングの構想—新種預金の導入による金融システムの安全性確保」『金融ジャーナル』第38巻3号, 1997年3月。

平川本雄・山崎勝代[1995], 「貯蓄金融機関の歴史と今後の役割」, 相沢幸悦・平川本雄編著『世界の貯蓄金融機関』(第8章), 日本評論社。

吉川洋・堀宣昭[1993], 「郵便貯金シフトとマネー・サプライ」, 『郵政研究所月報』第6巻6号, 1993年6月。

吉田暁[1985], 「銀行・証券分離政策の基本問題として論議せよ—ペイメントサービスは預金業務と不可分の関係」, 『金融財政事情』1985年4月22日号。

——[1993], 「金融システムの不安定性とナローバンク論」, 『金融』(全国銀行協会連合会) 第559号, 1993年10月。

——[1995], 「不良債権問題と金融再編の行方」, 『銀行労働調査時報』No.556, 1995年11月。

蠟山昌一[1996], 「これからの日本の銀行システム」『地銀協月報』第433号, 1996年7月。

(当所東京研究所主任研究員)